

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
機械泡消火器	GE-Z420128L	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成11年 6月28日
	変 更	令和 5年 5月24日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する機械泡消火器（以下，“消火器”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類	物品番号
1	3 L形	—
2	6 L形	4210-135-4612-5
3	20 L形	4210-139-8012-5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書名称及び表1の種類による。

例 機械泡消火器 3 L形

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GE-Z421018 粉末消火器

b) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）

消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環企発第1808319号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 消火器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入時において、製造から半年以内の製品とする。
- b) 消火器リサイクルシールを貼付した製品とする。
- c) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 検定

この仕様書で調達する製品は、“消防法”に規定されている型式適合検定に合格し、かつ、型式適合検定に合格した製品である旨の表示（国家検定合格証）を付けなければならない。

2.3 材料・消火薬剤

2.3.1 材料

- a) 消火器の各部に使用する材料は、“消火器の技術上の規格を定める省令”（以下、“省令第27号”という。）による。
- b) 消火薬剤は、意図してPFOAとその塩及びPFOA関連物質を使用してはならない。
- c) 消火薬剤に使用する原材料に不純物として含まれるPFOAとその塩及びPFOA関連物質は、“化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について”3-4に規定する、第一種特定化学物質として取り扱われることのない“副生成物”として、原材料の製造者又は輸入者において所轄の行政機関に対し、所要の手続き（いわゆる“BAT報告”）を行っている又は行う予定とする。

2.3.2 消火薬剤

消火薬剤は、“消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令”に規定する機械泡消火薬剤とする。

2.4 構造・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、“省令第27号”によるほか、次による。

- a) 消火器は、本体容器に機械泡消火薬剤及び圧縮空気又は圧縮ガスを充填して使用する場合、レバーを握ることで、蓄圧ガスの圧力によってホース及び発泡装置を設けたノズルを通り消火薬剤が放射される構造とする。
- b) 消火器は、堅ろうであって、使用、輸送、保管、設置などにおける振動、衝撃などに十分耐えられる構造とする。
- c) 消火器は、消火薬剤の再充填が可能な構造とする。
- d) 20 L形の消火器は、円滑に走行可能とする。

2.4.2 寸法・質量

寸法及び質量は、製造者の規定する仕様及び社内規格による。

2.5 性能

性能は、表2による。

表2—性能

種類	項目		
	消火能力	放射距離	使用温度範囲
3 L形	A-2以上, B-5以上	3 m以上	最低温度-20℃以下 最高温度+40℃以上
6 L形	A-3以上, B-8以上		
20 L形	A-10以上, B-20以上	4 m以上	

2.6 外観・塗装

2.6.1 外観

外観は、平滑で、さび、有害な酸化皮膜、金とげその他の欠陥があつてはならない。

2.6.2 塗装

塗装は、“省令第27号”第30条による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GE-Z421018の2.7による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

表3—附属品

番号	品名	数量	規定
1	表示板	a)	GE-Z421018の図3(1)による。
2	消火器格納箱	a)	表1を対象とし、形状はGE-Z421018の図3(3)による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定がない場合、数量は、0とする。			

5.2 納入書類

5.2.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、消火器1台ごとに表4の書類を添付する。

表4—添付書類

添付書類	数量 ^{a)}	規定
取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。 日本語版とする。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。		

5.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表5の書類を提出する。

表5-提出書類

番号	提出書類	数量 ^{a)}	規定
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a), 7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料(第1種) ^{b)}	1	
3	部品表(第1種) ^{c)}	1	
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注^{b)} 整備維持要領及び再充填要領の記載を含む。			
注^{c)} 各部品の価格及び各地販売店名の記載を含む。			

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義については、GLT-CG-Z000001の8.3による。